

支援タイプ	取組内容	補助対象経費	補助率	留意事項	必要書類	
					共通	個別
(1) 早期営農再開支援	ア 資材の調達等支援 (ア) 早期営農再開	令和8年度中(R9.3月末まで)の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の単年での消費材に限る)の購入経費及び早期営農再開に必要な作業委託費並びに農業用機械等レンタル経費(農地の災害復旧に係るものは除く)	9/10以内	・他作物に転換する場合の種苗費は、前作の種苗費の2倍を上限とする。 ・助成対象者は農業保険法に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めること(同タイプ共通) ・作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意すること	被災状況が分かる写真 ・全景 ・一部被災の場合は被災面積が分かるもの 規模決定の根拠となるもの ・苗や資材においては面積当たりの標準的な必要量 ※右に記載のほか、各事業に関して、追加で資料作成及び提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。	・種子、苗等の資材購入に係る見積書、納品書、領収書等 ・機械のレンタルに係る作業の計画書等
	(イ) 作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材等(パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。)の購入等経費 ※自力施工のみ対象				・生産資材等の購入にかかる納品書、領収書等 (パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含む)
	イ 栽培環境整備 (ア) 作物残さ等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作※又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費(保管中に被害を受けたいぐさ原草及び量表を含む。) ※本年度中に植え付けを行うもの	定 額 (作物残さ:1,500円/10a以内、ガラス等:14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び量表:5,500円/人日以内)			・作業中、作業後の写真 ・作業日誌(取組日と取組内容が分かるもの)
	(イ) 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費				・追加資材購入に係る納品書、領収書等
	(ウ) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	9/10以内			・作業面積が分かるもの ・作業日誌(取組日と取組内容が分かるもの) ・契約書 ・請求書、領収書等
	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定 額 (10,000円/10a以内)	事業に取り組む農業者が平年時において投入する堆肥の量(当該量が地域の平均的な堆肥の投入量を上回るときは、その量)に対し、その半分以上の量の堆肥を追加投入する場合に限ることとし、助成対象経費の根拠が分かる資料を添付すること。		・作業日誌(取組日と取組内容が分かるもの) ・請求書、領収書等 ・堆肥の場合、基準量が分かるもの
	エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械等のリース導入経費	定 額 (本体価格1/2以内)	・農業機械等は本体価格(消費税を除く)が50万円以上のものとする。 ※共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とすること。		・事業費が分かるもの(見積書等) ・取組日と取組内容が分かるもの(契約書等)
	オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費(例:地震により果実に被害を受け追加的に必要となった選別作業等)	定 額 (8,000円/10a以内)	作業労賃等の根拠がわかる資料を添付すること。		・作業日誌(取組日と取組内容が分かるもの) ・作業中の写真